



滋賀県は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

12 つくる責任
つかう責任



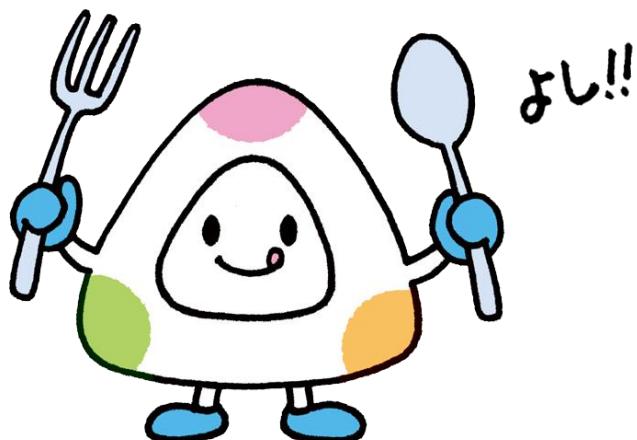
13 気候変動に
具体的な対策を



17 パートナーシップで
目標を達成しよう



滋賀県食品ロス削減推進計画 ～三方よしと県民総参加でフードエコ～



プロジェクトキャラクター よしーくん

令和3年(2021年)3月

滋 賀 県

目 次

第1章 計画策定の趣旨等

第1節 計画策定の趣旨 ······	1
第2節 計画の位置付け ······	3
第3節 計画期間 ······	3

第2章 食品ロスの現状と課題

第1節 食品ロスの現状 ······	4
第2節 県民の意識の状況 ······	8
第3節 未利用食品の活用についての現状 ······	10

第3章 計画の理念と施策の方向性

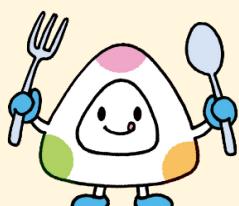
第1節 計画の理念 ······	11
第2節 計画の基本目標 ······	11
第3節 施策の方向性 ······	12

第4章 食品ロス削減推進施策

第1節 求められる役割と行動 ······	13
第2節 基本的施策 ······	16

第5章 計画の推進体制および進行管理

第1節 推進体制 ······	20
第2節 進行管理 ······	20
第3節 計画推進に向けた指標と数値目標 ······	21



<よっしーくん> プロフィール

滋賀県生まれ。近江米 100%の<三角おにぎり>の妖精。
県内の食品ロスを減らすために、<家庭>・<飲食店>そして<小売店>
を日夜、奔走している。
口ぐせは、食べ物の無駄をなくしたときに発する掛け声、「よし!!」。

第1章 計画策定の趣旨等

第1節 計画策定の趣旨

我が国においては、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロス¹が発生しています。日本の食料自給率は低く、食料の多くを海外からの輸入に依存する中、世界では深刻な飢えや栄養不良で苦しむ多くの人々が存在しており、食品ロスの削減は真摯に取り組むべき課題です。

平成27年（2015年）の国際連合総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に基づく持続可能な開発のための目標（以下「SDGs」という。）において、食品ロスの減少が重要な柱として位置付けられるなど、国際的にも重要な課題となっています。

また、食料の生産に伴うCO₂排出量は、世界全体の排出量の約25%を占めるとされており、廃棄された食料のために、さらにCO₂が排出されることからも、食品ロス削減はCO₂排出量の削減にもつながり、気候変動の抑制効果も期待されています。

本県では、平成28年（2016年）に策定した「第四次滋賀県廃棄物処理計画」に食品ロス対策を「3R」²の施策の柱の一つとして位置付け、平成29年（2017年）8月に「買い物ごみ減量推進フォーラムしが³」を改組し、「滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」（以下、「協議会」という。）を設立しました。

協議会では、事業者、関係団体、学識経験者、国・県・市町等の関係者が連携協力を図りながら、近江商人たちが昔から大切にしていた売り手よし・買い手よし・世間よしの「三方よし」の精神をもとに、食品ロスを減らす県民運動「三方よし!!でフードエコプロジェクト」を立ち上げ、食品ロス削減への各種取組を推進してきたところです。

プロジェクトの一環として、「三方よしフードエコ推奨店登録制度」の運用を開始し、食品ロス削減等に取り組む県内の店舗を「三方よしフードエコ推奨店」（以下「推奨店」という。）として登録し、事業者の業態に応じた削減取組の実践を促すとともに、消費者に対する呼び掛けを行ってきました。併せて、先進的な取組事例の収集や発信、懇親会での食べ切りを促す3010（さんまるいちまる）運動⁴等により、事業系食品ロスの削減を進めています。

¹ 「食品ロス」とは、本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のこと。（食品廃棄物には、食品ロスの他、例えば、魚・肉の骨など、食べられない部分が含まれる。）

² 「3R」とは、リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の総称。
リデュース：廃棄物の発生自体を抑制すること（発生抑制）。

リユース：いったん使用された製品、部品、容器等を再び使用すること（再使用）。

リサイクル：いったん使用された製品、部品、容器等を資源に戻して再び使用すること（再生利用）。

※「第四次滋賀県廃棄物処理計画」では、2R（リデュース・リユース）の取組強化およびリサイクルの推進を計画の基本方針としている。

³ 買い物に伴って生じるごみの減量や資源化を推進するため、事業者、県民団体、行政が連携・協力して、容器包装廃棄物の排出抑制、再使用、再利用を図ることを目的に、平成21年（2009年）6月に設立。

⁴ 「3010運動」とは、宴会時の食べ残しを減らすため、乾杯後の30分間とお開き前の10分間は自分の席について料理を食べ切るよう呼び掛ける運動のこと。

また、食品ロスに関する正しい理解と積極的な実践行動を促すため、啓発イベントや出前講座を実施し、家庭系食品ロスの削減を進めています。

さらに、協議会において「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施し、県内小売事業者の店舗での啓発活動を通じて、食品ロスに関する県民等の理解を深め、必要な量だけ計画的に購入するなど、環境に配慮した消費行動を促進しています。

一方、国においても、食品ロスの削減を総合的に推進するため、令和元年（2019年）5月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下、「食品ロス削減推進法」という。）を制定し、食品ロスの削減を「国民運動」として位置付けるなど、削減の機運はますます高まっています。

こうした状況を踏まえ、本県は同年8月に協議会との連名で「滋賀プラスチックごみゼロ・食品ロス削減宣言」を行いました。今後は、これまでの取組を活かしつつ、食品ロスの削減に向けた取組を一層推進するため、「滋賀県食品ロス削減推進計画」を策定し、消費者、事業者、関係団体、行政等が一丸となって、様々な取組の全県的な展開を目指していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

12 つくる責任
つかう責任



13 気候変動に
具体的な対策を



17 パートナーシップで
目標を達成しよう



<食品ロスに対する国際的な関心の高まりについて>

2015年の国際連合総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」が設定されました。SDGsは、格差の問題、持続可能な消費や生産、気候変動対策など、先進国が自らの国内で取り組まなければならない課題を含む、全ての国に適用される普遍的（ユニバーサル）な目標とされています。

SDGsの中で食品ロスは、「目標12. 持続可能な生産消費形態を確保する」に位置付けられており、ターゲット12.3において、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。」と明記されています。

また、滋賀県は、この食品ロスの削減を県民運動として取り組むこととしていることから、「目標17. パートナーシップで目標を達成しよう」を目指して、ターゲット17.17の「さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。」こととします。

なお、食品ロス削減は、温室効果ガスの排出削減に繋がり、県として食品ロスの削減を目指すことは、「目標13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」のターゲット13.2「気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む」ことを同時達成することとなります。

三方よし!!で フードエコ プロジェクト

<三方よし!!でフードエコ・プロジェクトとは>

滋賀県では、近江商人が昔から大切にしていた、売り手よし・買い手よし・世間よしの「三方よし」の精神をもとに「三方よし!!でフードエコ・プロジェクト」に取り組んでいます。ちょっととした心がけで売り手よし！買い手よし！環境よし！と誰もが笑顔で「よし!!」となるプロジェクトに、ぜひご協力ください。



<三方よしフードエコ推奨店制度とは>

滋賀県では、食品ロスの削減の呼びかけをはじめ、食べ残しを少なくするメニュー設定や、ばら売り・量り売りによる販売など、食品ロス削減につながる取組を行う飲食店・宿泊施設・食料品小売店を「三方よしフードエコ推奨店」として登録し、県ホームページなどで紹介しています。

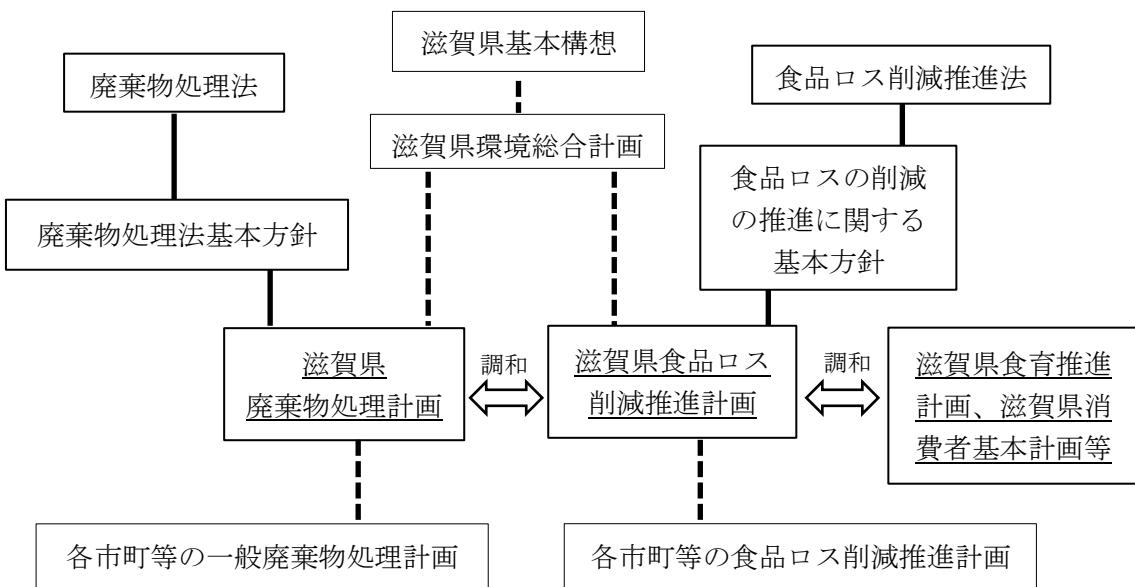
←推奨店登録ステッカー

第2節 計画の位置付け

本計画は、食品ロス削減推進法第12条第1項の規定に基づき、都道府県が国が定める基本方針を踏まえ策定する、都道府県食品ロス削減推進計画として位置付けます。

また、本計画は、「滋賀県環境総合計画」の食品ロスの削減に関する個別計画の一つとして位置付けるとともに、「滋賀県廃棄物処理計画」や「滋賀県食育推進計画」等、関係法令に基づく各種の計画と調和が保たれたものとします。

図表1 主な関係法令・関係計画等との関係



第3節 計画期間

計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。

なお、社会経済情勢や、食品ロスを取り巻く状況の変化、施策の実施状況、国の基本方針の見直し等を踏まえ、計画期間内にあっても必要な見直しを行うものとします。

第2章 食品ロスの現状と課題

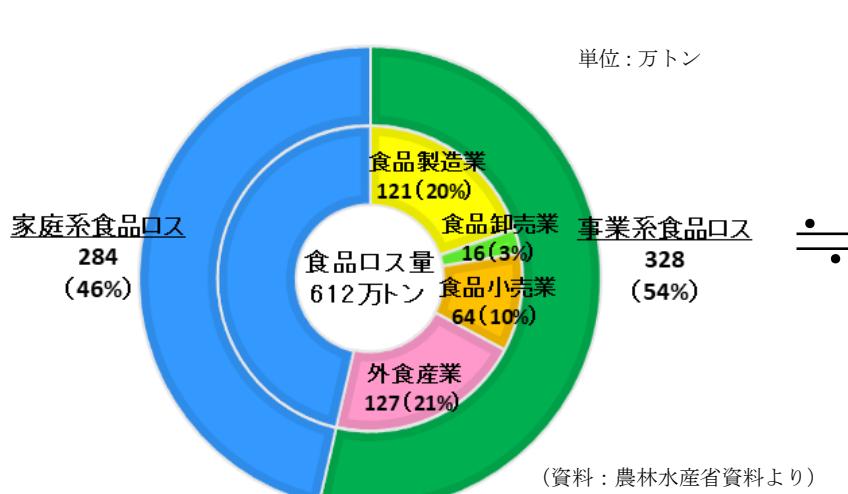
第1節 食品ロスの現状

1 全国の状況

食品ロスの発生量は、国全体で年間約 612 万トン（平成 29 年度推計）と推計され、国民 1 人当たり 1 日約 132 g 発生しています。これは、国連世界食糧計画（WFP）による平成 30 年（2018 年）の食料援助量約 390 万トンの 1.6 倍に相当します。

発生量の内訳は、家庭系食品ロス量（食べ残し、過剰除去⁵、直接廃棄⁶）が 284 万トン、事業系食品ロス量（規格外品⁷、返品、売れ残り、作りすぎ、食べ残し等）が 328 万トンと推計されています。また、事業系食品ロスの業種別の内訳をみると、食品製造業と外食産業がそれぞれ約 4 割を占めています。

図表 2 <全国の食品ロス量（平成 29 年度推計）>



国民 1 人当たり食品ロス量

1 日 約 132 g

※茶碗 1 杯のご飯の量に相当

年間 約 48 kg

※年間 1 人当たりの米の消費量
(約 54 kg) に相当



2 滋賀県の状況

（1）家庭系食品ロスの発生状況

① 食品ロスの発生量について

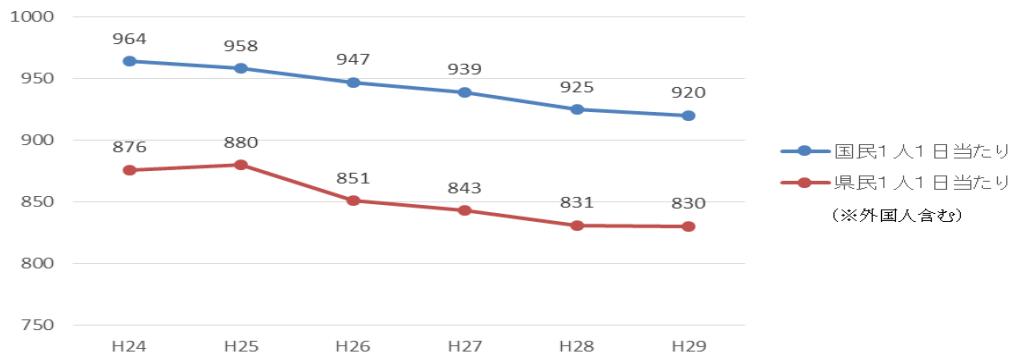
本県では、3 R や適正処理に係る各種施策の推進の結果、平成 29 年度（2017 年度）における一般廃棄物の県民 1 人 1 日当たりごみ排出量は 830g まで減少しました。これは全国で 2 番目に少ない数値となっています。一般廃棄物の厨芥類（生ごみ）のうち、3 割から 4 割程度が食品ロスと言われていることから、食品ロスの量についても減少傾向にあると推測され、これまでの削減取組に一定の成果があったと考えられます。

⁵ 「過剰除去」とは、不可食部分を除去する際に過剰に除去された可食部分のこと。例えば、厚く剥きすぎた野菜の皮など。

⁶ 「直接廃棄」とは、賞味期限切れ等により、料理の食材として使用またはそのまま食べられる食品として使用・提供されずに直接廃棄されたもの。手つかず食品のこと。

⁷ 「規格外品」とは、重量・容量や色・形状が当該商品の標準と異なるものや、包材の不良が発生した商品等のこと。

図表3 1人1日当たりのごみ排出量(一般廃棄物)
(単位: g)



本県における、平成29年度(2017年度)の家庭系食品ロスの発生量について、国の推計方法をもとに試算すると、年間約2.8万トンの食品ロスが発生していると推定されます。これは、県民1人当たり年間約19kg発生していることとなり、全国の状況と比較するとやや少ないものの、依然として、まだ食べることができる食品が多く捨てられています。

また、これらの捨てられた食品にかかる処理費用は、年間約17億5千万円と推計され、その原資として税金が使われていることからも、食品ロスは私たちの生活に大きく影響しています。

滋賀県の家庭系食品ロス量 (29年度推計)

年間 約2.8万トン

県民1人当たり家庭系食品ロス量

年間 約19kg

1日 約53g

【参考】全国の家庭系食品ロス量 (29年度推計)

年間 284万トン

国民1人当たり家庭系食品ロス量

年間 約2.2kg

1日 約61g

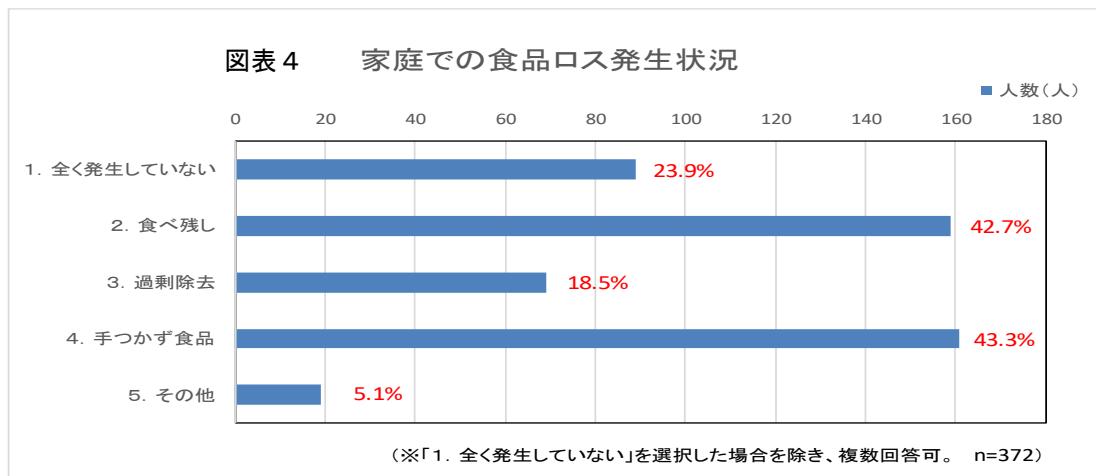
処理費用：年間 約17億5千万円

※食品ロスによる家計の損失は、4人家族の1世帯あたり、食品廃棄額が年間約6万円。処理費用が年間約5千円。あわせて、年間約6万5千円と言われています。

② 食品ロスの発生要因について

令和元年度(2019年度)の県政モニターアンケート結果⁸では、4人に3人が、家庭において、「食品ロスが発生している」と回答しています。

また、食品ロスが発生している要因は、「食べ残し」と「手つかず食品（直接廃棄）」がそれぞれ4割程度であり、「過剰除去」が2割程度となっています。



(資料：令和元年度 滋賀県県政モニターアンケート結果より)

(2) 事業系食品ロスの発生状況

本県の食品廃棄物等多量発生事業者⁹（以下、「多量発生事業者」という。）から発生している食品ロスの年間発生量について、業種別の内訳をみると、全国と比較して、食品小売業と外食産業の割合が高くなっています。

こうした状況から、食料品小売店や飲食店に対して、「三方よしフードエコ推奨店」の登録を呼び掛け、登録店舗による自主的な取組を促進することが食品ロス削減に繋がると考えられます。

図表5 食品廃棄物等多量発生事業者の食品ロスの年間発生量（平成29年度推計値）（単位：t）

業種区分	全 国		滋賀県	
	年間発生量	割合	年間発生量	割合
食品産業計	1,970,153	100.0%	12,697	100.0%
食品製造業	1,155,402	58.6%	4,354	34.3%
食品卸売業	64,065	3.3%	70	0.5%
食品小売業	474,842	24.1%	4,629	36.5%
外食産業	275,844	14.0%	3,644	28.7%

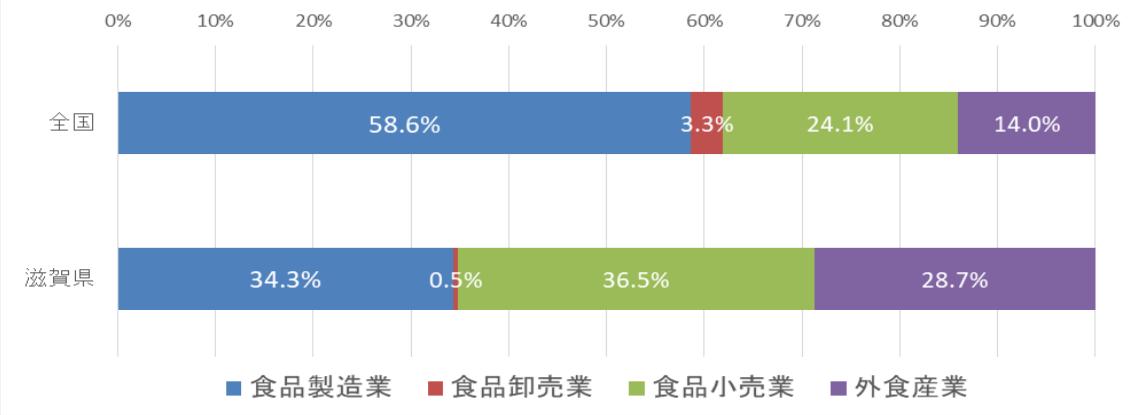
(資料：全国…農林水産省資料より。滋賀県…農林水産省資料から推計。)

⁸ 「県政モニター」は、県民参加の県政を推進するため、県内在住の満15歳以上で、県政に関心を持つ県民約400人をモニターとして毎年度募集し、登録。今回のアンケートは、令和元年5月にモニター399人に対して実施したもの。

⁹ 食品廃棄物等の前年度の発生量が100トン以上の食品関連事業者のこと。

毎年度、国に対し食品廃棄物等の発生量や食品循環資源の再生利用等の状況を報告することが義務付けられている。

**図表6 食品廃棄物等多量発生事業者の食品ロスの年間発生量
業種別割合(平成29年度推計値)**



なお、多量発生事業者以外の事業者から発生している食品ロスの発生量については、事業者からの報告義務もなく、現時点では把握できていません。

今後、より正確な食品ロスの発生量等の実態を把握するため、国や他県の動向を参考にするとともに、協議会等において情報共有や意見交換を行い、食品ロス削減の取組を効果的に実施していく必要があります。

第2節 県民の意識の状況

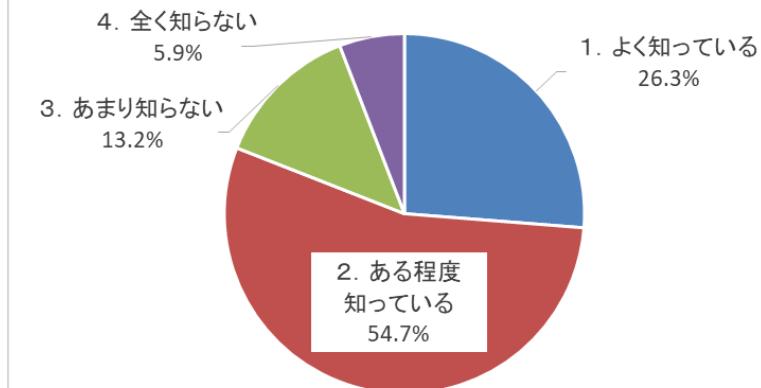
1. 食品ロスの問題についての認知度

令和2年度（2020年度）に実施した、「滋賀県廃棄物処理計画に係る県民アンケート調査」¹⁰結果では、回答した人の81%が食品ロスの問題を認知しているものの、「よく知っている」と回答した人の割合は26.3%に留まっています。

食品ロスの削減を進めていくためには、日常生活において、どのような要因で、どれくらいのロスが発生しているのかについて認識し、どのようにすればロスを削減できるのか理解した上で、削減に向けた取組を実践していくことが重要です。

そのためにも、県民に対する更なる知識や意識の向上を図って行くとともに、食品ロスの発生量や発生要因等の実態について把握していく必要があります。

図表7 食品ロスの問題についての認知度



(資料：令和2年度 滋賀県廃棄物処理計画に係る県民アンケート調査結果より。 n=2,000)

2. 食品ロスを減らすための取組状況

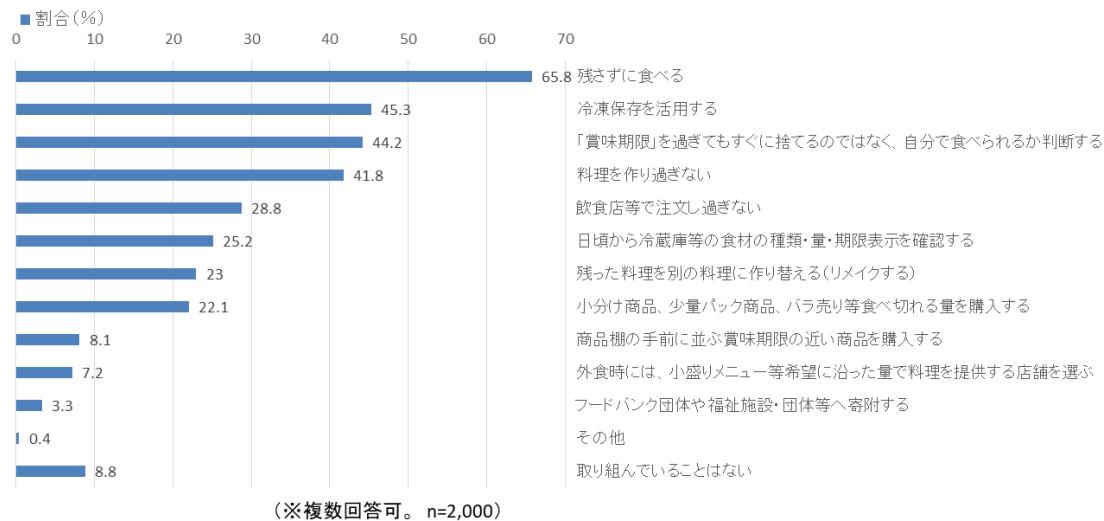
また、食品ロスを減らすための取組についての問い合わせに対しては、「残さずに食べる」や「冷凍保存を活用する」、「賞味期限」を過ぎてもすぐに捨てるのではなく、自分で食べられるか判断する」、「料理を作りすぎない」と回答した人の割合が比較的高い状況にあります。

一方で、外食時に「飲食店等で注文し過ぎない」ことや、家庭において「日頃から冷蔵庫等の食材の種類・量・期限表示を確認する」や、「残った料理を別の料理に作り替える」こと、さらに買い物時に「小分け商品、少量パック商品、ばら売り等食べきれる量を購入する」や、「商品棚の手前に並ぶ賞味期限の近い商品を購入する」と回答した人の割合は低くなっています。

日常生活でのちょっとした工夫が食品ロス削減につながることから、県民や事業者に対して、具体的な取組や先進的な取組に関する情報を提供し、食品ロス削減の実践取組を促す必要があります。

¹⁰ 「滋賀県廃棄物処理計画に係る県民アンケート調査」は、県民のごみ減量に対する意識や実践行動の状況等を把握することを目的に、満18歳以上の男女2,000人の県民を対象として、令和2年8月に実施したインターネットによる調査。

図表8 「食品ロス」を減らすために取り組んでいること



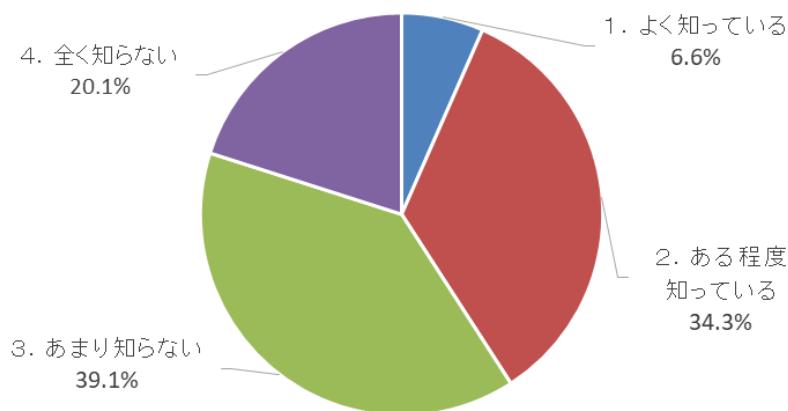
(資料：令和2年度 滋賀県廃棄物処理計画に係る県民アンケート調査結果より。 n=2,000)

3. フードバンク活動¹¹についての認知度

県民アンケート結果では、「フードバンク活動」については、まだ県民の40.9%にしか認知されておらず、フードバンク活動の社会的認知度はまだ十分ではないと考えられます。

フードバンク活動は、食品ロス削減による廃棄物の発生抑制の観点から、また、食糧支援を必要とする家庭や福祉施設や子ども食堂等への支援といった社会福祉の観点からも有意義な取組であり、社会全体で貴重な食糧資源を有効に活用することができる活動であることから、県民に対するフードバンク活動への理解と協力を促す必要があります。

図表9 フードバンク活動についての認知度



(資料：令和2年度 滋賀県廃棄物処理計画に係る県民アンケート調査結果より。 n=2,000)

¹¹ 「フードバンク活動」とは、食品関連企業において、包装の印字ミス等により販売が困難になった食品、農家における規格外の農産物、家庭で余った食品などの寄付を受け、食糧支援を必要とする家庭や福祉施設などに無償で提供する社会福祉活動のこと。フードバンク活動は、社会福祉活動だけでなく、食品ロス削減にもつながる有意義な取組。

第3節 未利用食品の活用についての現状

令和2年(2020年)2月に、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、政府は、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に対して、約1ヵ月間の臨時休業を要請しました。これにより、学校給食で使用される予定であった食品や食材が大量に余剰する事態が発生しました。

突如発生した大量の未利用食品を有効活用するために、事業者やフードバンク活動団体、福祉団体や施設、地域住民、市町などが連携協力し、各地域において、学校給食の未利用食品を集めて、生活支援を必要とする方へ配布する活動が行われました。

こうした貴重な経験を今後も活かし、活動に関係した様々な方の意見を聴きながら、未利用食品が有効活用される仕組みづくりについて、検討していく必要があります。

第3章 計画の理念と施策の方向性

第1節 計画の理念

本計画の基本理念を次のように定めます。

三方よしと県民総参加でフードエコ

食品ロス削減のためには、県民一人一人がこの問題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、「理解」するだけにとどまらず「行動」に移すことが必要です。

こうした理解と行動の変革が広がるよう、消費者、事業者、関係団体、行政等の多様な主体が、「売り手よし！」「買い手よし！」「環境よし！」の「三方よし」の精神のもと、誰もが笑顔で「よし!!」となる食品ロス削減の取組を推進し、県民総参加で「食品（フード）」の「環境保護への取組（エコ）」を実践していくこととします。

第2節 計画の基本目標

国は、SDGsを踏まえ、家庭系食品ロスについては「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成30年6月閣議決定）、事業系食品ロスについては、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（令和元年7月公表）において、ともに2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させるという目標を設定し、基本方針においてもこれらの削減目標の達成を目指し、取組を推進することとしています。

本県では、SDGsの特徴を生かした基本構想を策定するとともに、経済、社会、環境のバランスの取れた持続可能な滋賀を目指し、「滋賀県庁SDGsアクション」¹²による取組を進めているところです。

のことから、本県においても、食品ロス量を半減させるというSDGsの達成に向け、消費者、事業者、関係団体、行政等の多様な主体が連携協力し、食品ロス削減の問題に対して率先して取り組んでいくこととします。

¹² 「滋賀県庁SDGsアクション」とは、SDGsの取組の方向性と方法を明らかにするため、SDGsのゴールとその下でのターゲットを意識し、「知る」「実践する」「広める」「つながる」の4つの取組方法により、持続可能な滋賀を実現するとともに、SDGsの達成に貢献するもの。

第3節 施策の方向性

食品ロス削減の施策を進めるにあたっては、滋賀県廃棄物処理計画等、各種計画との整合性を図りながら、前節に掲げる基本目標を踏まえ、以下に示す施策の方向性をもって取り組んでいくこととします。なお、食品ロスの削減に十分に取り組んだ上でも生じる食品廃棄物については、飼料や肥料への利用、エネルギーの回収利用など再生利用を検討することとします。

① 知識や意識の向上と具体的な行動の実践

- 県民や事業者等が、食品ロス削減の重要性について理解と関心を深めることができるように、教育および学習の振興、啓発および知識の普及を行います。
- 県民や事業者等による食品ロス削減の実践取組が促進されるよう、具体的な取組や、先進的な取組に関する情報や事例などを収集し、提供に努めます。
- 食品の生産から消費に至る一連の過程における食品ロス削減の効果的な推進を図るため、事業者の取組に対する支援を行うとともに、事業者の取組に対する消費者の理解の促進に努めます。

② 食品ロスの発生量等の実態把握

- 食品ロス削減に関する施策の効果的な実施に資するよう、本県における食品ロスの発生量や内容、発生要因等の把握に努めます。
- 食品ロスを自分の問題として捉えられるよう、食品ロスの見える化を図るとともに、県民等の意識や取組の実態に関する調査並びにその効果的な削減方法等に関する調査を推進します。

③ 未利用食品を有効活用する仕組みづくり

- フードバンク活動は、食品ロスの削減に直結するものであるほか、生活困窮者への支援などの観点からも有意義な取組であり、県民に対してフードバンク活動への理解を促進します。
- 県民や事業者等から、未利用食品等まだ食べることができる食品の提供を受け、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない者にこれを提供するための活動が円滑に行われるよう、関係者相互の連携の強化を図ります。

第4章 食品ロス削減推進施策

第1節 求められる役割と行動

1 消費者の役割と行動

消費者は、食品ロスの状況と、その影響や削減の必要性について理解を深めるとともに、日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスについて適切に理解・把握することが求められます。その上で、日々の生活の中で食品ロスを削減するために自らができるることを一人一人が考え、以下に示す行動例をヒントに行動に移すよう努めることとします。

また、自身の消費行動を通じた食品ロスの発生が、環境や他の国々・地域の人々に影響を及ぼすことを踏まえ、食品ロス削減に関する県や市町の施策に協力するとともに、食品ロスの削減に取り組む食品関連事業者の商品、店舗を積極的に利用する等、持続可能な生産・製造・販売活動を行う事業者の取組の支援に努めることとします。

【行動例】

(1) 買物の際

- ・事前に家にある食材をチェックし、期限表示を理解の上、使用時期を考慮し（手前取り、見切り品等の活用）、使い切れる分だけ購入する。
- ・欠品を許容する意識を持つ。
- ・金銭面だけでなく、環境面からも考えて、値引きシールが貼られている食品を購入する。
- ・買い物時の工夫（生鮮食品は最後に購入する、保冷剤や氷を活用する、家に着いたらすぐ冷蔵庫へ保管するなど）で食品が傷むのを防止する。
- ・三方よしフードエコ推奨店など、食品ロスの削減に取り組む小売店を利用する。
- ・地産地消の実践につながる食品を購入する。

(2) 食品の保存の際

- ・食材に応じた適切な保存を行うとともに、冷蔵庫内の在庫管理を定期的に行い、食材を使い切るようにする。
- ・賞味期限を過ぎた食品であっても、必ずしもすぐに食べられなくなるわけではないため、それぞれの食品が食べられるかどうかについては、個別に判断を行う。

(3) 調理の際

- ・余った食材を活用した「一汁一菜」なども含め、家にある食材を計画的に使い切るほか、食材の食べられる部分はできる限り無駄にしないようにする。
- ・食卓に上げる食事は食べきれる量とし、食べ残しを減らすとともに、食べきれなかったものについてリメイク等の工夫をする。

(4) 食事の際

- ・食べ物に関わる人たちや食材への感謝の気持ちを持ち、なるべく料理は食べくる。
- ・好き嫌いをなくすよう心掛ける。

(5) 外食の際

- ・食べきれる量を注文し、提供された料理を食べるようにし、宴会時においては、最初と最後に料理を楽しむ時間を設け、おいしい食べきりを呼び掛ける「3010運動」等を実践する。
- ・料理が残ってしまった場合には、外食事業者の説明をよく聞いた上で、自己責任の範囲で

持ち帰る。

- ・三方よしフードエコ推奨店など、食品ロスの削減に取り組む飲食店を利用する。

2 事業者の役割と行動

(1) 農林漁業者・食品関連事業者

農林漁業者・食品関連事業者は、サプライチェーン¹³全体で食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深めるとともに、消費者に対して、自らの取組に関する情報提供や啓発を実施することが求められます。

また、食品廃棄物等の継続的な計量の実施等、自らの事業活動により発生している食品ロスを把握し、サプライチェーンでのコミュニケーションを強化しながら、見直しを図ることにより、日々の事業活動から排出される食品ロスの削減に努めることとします。

なお、これらの活動を行った上で発生する食品ロスについては、適切に再生利用を行うこととします。加えて、国または県および市町が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めることとします。

具体的には、以下の行動例が求められます。

【行動例】

① 農林漁業者

- ・規格外や未利用の農林水産物の有効活用を促進する。

② 食品製造業者

- ・食品原料の無駄のない利用や、製造工程、出荷工程における適正管理・鮮度保持に努める。
- ・食品の製造方法の見直しや保存に資する容器包装の工夫等により、賞味期限の延長に取り組む（その際、容器包装のプラスチック資源循環の推進も考慮する）。また、年月表示化など賞味期限表示の大括り化に取り組む。
- ・食品小売業者と連携し、需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等により、サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する適正受注を推進する。
- ・消費実態に合わせた容量の適正化を図る。
- ・製造時に生じる食品の端材や形崩れ品等について有効活用を促進する。

③ 食品卸売・小売業者

- ・サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する厳しい納品期限（3分の1ルール等）の緩和や、需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等による適正発注の推進等の商慣習の見直しに取り組む。
- ・天候や日取り（曜日）などを考慮した需要予測に基づく仕入れ、販売等の工夫をする。また、季節商品については予約制とする等、需要に応じた販売を行うための工夫をする。
- ・賞味期限、消費期限に近い食品から購入するよう促し、売り切るための取組（値引き・ポイント付与等）を行う。小分け販売や少量販売など消費者が使い切りやすい工夫を行う。
- ・食品小売業者（フランチャイズ店）における食品ロスについて、本部と加盟店とが協力して、削減に努める。

④ 外食事業者（レストランや宴会場のあるホテル等を含む。）等

- ・天候や日取り（曜日）、消費者特性などを考慮した仕入れ、提供等の工夫をする。

¹³ 「サプライチェーン」とは、原料調達・製造・物流・販売・廃棄等一連の流れ全体のこと。

- ・消費者が食べきれる量を選択できる仕組み（小盛り・小分けメニューなど、要望に応じた量の調整等）を導入する。
- ・おいしい食べきりを呼び掛ける「3010運動」等の取組を行う。
- ・消費者の自己責任を前提に、衛生上の注意事項を説明した上で可能な範囲で持ち帰り用容器による残った料理の持ち帰りをできることとし、その旨分かりやすい情報提供を行う。
- ・また、外食事業者以外で食事の提供等を行う事業者にあっては、食品ロス削減のための可能な取組を行う。

⑤ 食品関連事業者等に共通する事項

- ・包装資材（段ボール等）に傷や汚れがあったとしても、商品である中身に影響がなければ、輸送・保管等に支障を来す場合等を除いて、そのままの荷姿で販売することを許容する。
- ・フードシェアリング（そのままでは廃棄されてしまう食品と購入希望者とのマッチング）の活用等による売り切りの工夫を行う。
- ・未利用食品を提供するための活動（いわゆるフードバンク活動）とその役割を理解し、積極的に未利用食品の提供を行う。
- ・食品ロスの削減に向けた組織体制を整備するとともに、取組の内容や進捗状況等について、自ら積極的に開示する。

(2) 事業者（農林漁業者、食品関連事業者以外の事業者を含む。）

事業者は、食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深め、社員等への啓発に努めることとします。

また、災害時用備蓄食料の有効活用に努めることとします（フードバンクへの提供を含む。）。

3 マスコミ、消費者団体、NPO等の役割と行動

マスコミ、消費者団体、NPO等は、求められる役割と行動を実践する県民や事業者が増えるよう、積極的な普及啓発活動等に努めることとします。

4 県の役割と行動

県は、食品ロス削減の取組を県民運動として展開するため、推進体制を整備し、県民、事業者、関係団体、国および市町との連携強化を図るとともに、県の特性に応じた施策を策定し、実施します。

また、県民や事業者、関係団体、市町などの取組に対し、積極的に支援を行うこととします。

5 市町の役割と行動

食品ロス削減推進法では、「地方公共団体は、食品ロスの削減に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされており、市町には、国の基本方針および本計画を踏まえ、当該市町の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画を定めるよう努めるとともに、地域の特性に応じた施策を策定し、実施することが求められます。

第2節 基本的施策

基本方針の基本的施策および県の特性や現状を踏まえ、以下の取組・施策を推進するとともに、新たな取組を積極的に検討・実施していきます。

1 知識や意識の向上と具体的な行動の実践

(1) 教育および学習の振興、普及啓発等（法第14条関係）

① 三方よしフードエコ推奨店制度の周知・登録店舗の拡大等

ア 事業者を通じた食品ロス削減の取組を促すため、市町や協議会等と連携し、推奨店制度の認知度向上や登録店舗の拡大を図ります。

また、推奨店に登録することによって、食品ロス削減の取組が一層推進されるよう、登録店舗の意見や提案を聞きながら、新たな取組について検討し、実施します。

イ 外食時の食べきり等に係る啓発の推進や登録店舗の積極的な利用を促すため、県ホームページの滋賀県ごみ減量・資源化情報サイト「ごみゼロしが」や「三方よしフードエコ推奨店検索サイト」等において当該制度の周知や登録店舗の紹介を行います。

② 効果的な普及啓発の実施

ア 県民の機運醸成につながる象徴的な削減取組となるよう、集客力のある大型イベント等において、発信力のある企業等と連携し、幅広い年齢層に対する啓発を推進します。

イ 削減取組の裾野の拡大を図るため、「三方よし!!でフードエコ・プロジェクト」を県民運動として一層推進し、県民、事業者、団体、市町等を対象としたシンポジウム等の開催により、家庭・事業所等における取組の実践の報告や方策の議論を行うとともに、その結果を県ホームページ等で広く周知します。

ウ 買い物時における食品ロス削減につながる取組（手前取り、見切り品の活用、食品ロス削減コーナーの設置など）を促すため、スーパーやコンビニエンスストア等と連携し、店頭での効果的な普及啓発の方法を検討し実施します。

エ 調理時における食品ロス発生抑制への意識の向上を図るため、余った食材や料理を捨てずに有効に使う工夫などを盛り込んだ食品ロス削減レシピの募集を行い、家庭など身近なところから取組を実践できるよう、県ホームページ等での発信を含め、より効果的な手段を検討しつつ、周知を図ります。

オ 食べ残し削減などを含めた日常生活における身近な3R行動（冷蔵・冷凍庫内の整理、食材の適切な保存方法など）の実践を促すため、出前講座を広く募集するとともに、削減取組事例の動画などを活用し、分かりやすく学べる内容となるよう工夫しつつ実施します。

カ 外食、宴会時の食べ切りを進めるため、3010運動を推進していきます。

③ 消費者教育との連携

人や社会、環境に配慮したものやサービスを選択するエシカル消費を実践することは、食品ロス削減につながります。多様な主体と連携しながら、エシカル消費の普及啓発に取り組み、食品ロス削減の観点も含めた消費者教育を推進します。

④ 健康推進員等食育ボランティアとの連携

生活習慣病予防を目的として地域で活動を行う健康推進員等食育ボランティアと連携し、不要な食材は買わない、食べきれる量を注文するなど食品ロス削減の観点も含めた食育活動を推進します。

⑤ 学校教育等を通じた取組の推進

各学校では、社会科や家庭科等の教科での学習はもとより、「食育の日」等の機会を捉え、食事の重要性や心身の健康についての理解、感謝する心と態度の育成など、食品ロス削減に繋がる取組が進められています。併せて、家庭での取組の重要性から、食育によりや試食会等を通じて保護者も含めた食育を推進しています。各学校での食品ロス削減の取組がより一層促進されるよう、教育関係部局と全国の先進的な取組事例等の情報を共有するとともに、連携して取り組みます。

（2）食品関連事業者等の取組に対する支援（法第15条関係）

① 削減取組事例等の共有、周知

事業者による食品ロス削減のための取組事例や商慣習の見直し等の取組について、様々な機会を捉えて、食品関連事業者等と情報交換を行うとともに、当該削減取組等について県民へ広く周知するなど、消費者の理解の促進を図ります。

② 事業活動における食品ロスの未然防止等の促進

ア 生産された農畜水産物を無駄にしないよう、出荷されることなく廃棄される農畜水産物の削減を図るため、加工等により規格外農畜水産物の活用が可能な6次産業化を推進します。

イ 農畜水産物等の地産地消を進めることで、流通・消費段階での食品ロスの発生抑制が期待されることから、輸送距離が短く鮮度保持がされやすい県産農畜水産物やその加工食品の県内での販売・購入を推進します。

ウ 製造過程で発生する規格外品や返品（自主回収）等による食品ロスの未然防止・削減の効果が期待されることから、危害要因分析・重要管理点方式（H A C C P）に沿った衛生管理の実施を指導します。

エ 外食時の食べ残しや作りすぎ等による食品ロスの発生を減らすため、料理の量の調節や無駄のない食材の確保等に取り組む飲食店、宿泊施設の事例を収集・発信するなど、事業者の取組を支援します。

オ 売れ残りによる廃棄や返品等を削減するため、需要に見合った販売や期限間近商品の割引販売等に取り組む食料品小売店の事例を収集・発信するなど、事業者の取組を支援します。

(3) 表彰の実施（法第16条関係）

食品ロス削減の先進的な取組事例を周知し、県民等に削減取組の重要性が広く認知され、県内における一層の実践を促すため、表彰を実施します。

(4) 先進的な取組の情報収集および提供（法第18条関係）

本県および全国の先進的な取組や優良事例を協議会やシンポジウム、啓発イベントなど、様々な機会を捉えて収集し、県ホームページや広報誌等の各種媒体を通じて、幅広い世代に向けて情報を提供・発信します。

2 食品ロスの発生量等の実態把握

実態調査等の推進（法第17条関係）

① 食品ロスの見える化

食品ロスの発生量やロスによる経済的損失を自覚し、食品ロスを自分の問題と捉え、削減の取組意欲を向上させるため、廃棄した食品の品目や量、廃棄となった原因とともに、捨てずに済んだ方法等を記入する食品ロスダイアリー等の普及を行います。

② 食品ロスの発生量の実態調査

効果的な削減方法を検討、実施するため、協議会など様々な機会を捉えて、情報共有や意見交換を行い、食品ロスの発生量や内容、発生要因等の把握に努め、実態調査を実施する市町や事業者等を国とともに支援します。

③ 県民等の意識や取組の調査

より効果的な施策の立案等に資する資料を収集するため、食品ロスの問題を認知して削減に取り組む消費者の割合など、県民等の食品ロスに関する意識や取組の実態、効果的な削減方法等に関する調査などを検討、実施します。

3 未利用食品を有効活用する仕組みづくり

未利用食品を提供するための活動の支援等（法第19条関係）

① フードドライブ¹⁴の推進

食品ロス削減取組への関心を高め、フードバンク活動団体等を通じた未利用食品の活用に関する理解を深めるため、県主催イベント等においてフードドライブを積極的に実施するとともに、多様な主体による独自の取組を促し、広く参加を呼び掛けるなど、フードドライブが全県的な活動となるよう推進します。

② 災害救助物資（食料）の有効活用

災害救助物資（食料）の更新にあたり、未利用食品をフードバンク活動団体等へ提供するなど、有効活用を促進します。

¹⁴ フードドライブとは、家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄附する活動のこと。

③ 関係者相互の連携の促進

未利用食品の提供が円滑に進むよう、消費生活、環境、保健福祉、産業振興、農林水産、教育等の関係部局間の連絡を密にするとともに、各地域で活動しているフードバンク活動団体や子ども食堂、事業者等と情報を共有し、それぞれの活動を繋ぐ仕組みづくりに連携して取り組みます。

第5章 計画の推進体制および進行管理

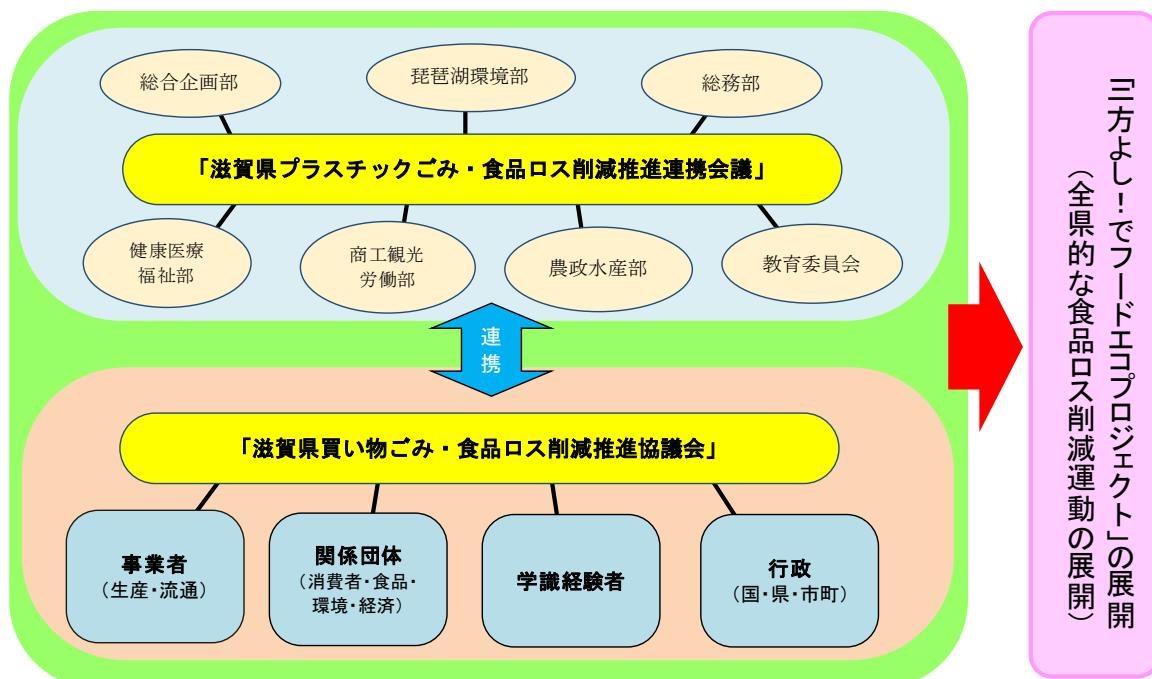
第1節 推進体制

消費者、事業者、関係団体、市町等の多様な主体が適切な役割分担のもと、連携・協力し、取組を推進します。

「滋賀県プラスチックごみ・食品ロス削減推進連携会議」(府内部局横断組織として令和元年7月に設置)において食品ロスの実態および関係部局における削減への取組等の情報交換を行い、部局横断的な施策や普及啓発の方策等を検討・協議します。

「滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」において、事業者、関係団体、学識経験者、国・市町等の関係者が連携協力を図り、本県における食品ロスの削減等の取組を推進します。

図表10 滋賀県食品ロス削減推進計画の推進体制



第2節 進行管理

食品ロスの削減の推進に関する施策の実施状況について継続的に点検、進捗確認を行い、滋賀県環境審議会において報告するとともに、必要に応じて施策の見直しを行います。

第3節 計画推進に向けた指標と数値目標

令和7年度(2025年度)までの計画期間内に実現を図るべき、食品ロスの削減に関する指標と数値目標を設定します。

指 標	定 義	現状	目標 (2025)	目標 (2030)
家庭系食品ロスの年間発生量（推計） ¹⁵	県内の家庭から発生した食品ロスの年間発生量	2.8万t (2017)	2.5万t (2023)	2.1万t
事業系食品ロスの年間発生量（推計）	県内の食品廃棄物等多量発生事業者の食品ロスの年間発生量	12,697t (2017)	11,730t (2023)	10,590t
食品ロスの問題の認知度	食品ロスの問題を「知っている」と回答した人の割合 (※県民アンケートによる)	81.0% (2020)	90%	—
食品ロス削減の取組を実践している消費者の割合	食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合 (※県民アンケートによる)	78.3% (2020)	80%	—
食品ロス削減の取組を実践している事業者の割合	「三方よしフードエコ推奨店」の累計登録店舗数 ¹⁶	118店舗 (2020.3末)	300店舗	—
フードバンクについての認知度	フードバンクを知っていると回答した人の割合 (※県民アンケートによる)	40.9% (2020)	80%	—

※食品ロス発生量は、国の推計方法をもとに試算した数値であり、今後、実態把握の進捗状況に応じて、目標値の修正を行う場合があります。

¹⁵ 家庭系および事業系食品ロスの年間発生量の推計値は、国が実施している「一般廃棄物処理事業実態調査」、「食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査」、「食品関連事業者における食品廃棄物等の可食部・不可食部の量の把握等調査」等の各報告書を基に推計するため、2事業年度遅れての推計となる。

¹⁶ 三方よしフードエコ推奨店の登録は、飲食店・宿泊施設、食料品小売店が対象。「平成28年経済センサス・活動調査」結果では、県内の飲食店は4,789、宿泊業は430、飲食料品小売業は2,951であり、合計数は8,170となる。目標数値は、各年度末時点のものとする。